

建設工事特記仕様書

和光市は、環境に配慮した公共工事を推進しています。

建設工事实施にあたっては、次に掲げる項目について市監督員と協議を経て、監督員の承諾により進めるものとします。

(法的要求事項)

建設工事で求められている次に掲げる法的要求事項を満たすものとする。

- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

(作業時間の厳守)

工事の作業時間は厳守すること。

(作業内容)

工事の作業内容は、環境配慮型及び建設副産物発生量の抑制であること。

(建設機械の使用)

工事作業用建設機械は低騒音、低振動、低排出ガス型を使用すること。

(リサイクル再生材の使用)

使用材料については、設計図の特記仕様によるが、リサイクル再生製品等の使用を市の承諾のうえ使用することとし、その使用材料の資料及び数量を報告すること。

ただし、占用条件等により除外されることがあるので仕様書を確認のこと。

(建設副産物対策)

建設副産物の発生量を把握し、建設廃棄物削減のためリサイクル化への促進を図ると共に、副産物の処分先及び処分量について報告すること。

(建設副産物の処理)

建設副産物の処理は、廃棄物処理法に基づく適正処理が図られること。また、最終引受場所、適正処理を証明する書類及び処分量について報告すること。

廃棄物の運搬にあたっては、飛散防止策を講じること。

(熱帯材の使用抑制)

熱帯材型枠の使用を抑制するため、コンクリート型枠用合板で打ち放し等の特殊部分以外は重複使用に努め、新品の熱帯材合板を使用しないよう努めると共に、その使用量を報告すること。

(緊急体系表の提出)

緊急時体系表は、緊急時における対応連絡先である市監督員及びガス、水道、電力、電話等の施設管理者並びに警察署、消防署、病院等の支援要請機関が明記されたものであること。

緊急事態への準備及び対応に係わる緊急体系表は、作業現場での緊急時における配慮要件を満たしていること。

(緊急事態の対応)

環境に影響を及ぼす恐れのあるガス、水道施設が工事による事故（緊急事態）が発生しないよう、常に十分注意し工事を進めなければならないが、事故（緊急事態）が発生した場合は、その対応について市監督員及び施設管理者の指示に従うこと。

(関係機関との調整)

警察署等工事に係わる関係機関との調整を行うこと。

(完成検査及び目的物引渡し)

工事完成検査は工期内に行い、検査に合格すること。

工事目的物引渡しは工期内に行い、工事目的物引渡書を監督員に提出し承諾を得ること。

建設工事特記仕様書（建設リサイクル法）

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 17越戸川第1号雨水幹線整備工事（市道1号線）
- ・工事箇所 和光市新倉5丁目地内

（共通事項）

第3条 請負者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用[促進]計画書を作成し、提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用[促進]実施書を作成し、提出するとともに、これらの記録を保存する。

なお、これらの計画書及び実施書は、作成の都度、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会事務局（〒330-9724さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎二号館国土交通省関東地方整備局技術調査課安全施工係）にも各1部提出する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 1,000m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスコン塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事

2 請負者は、建設廃棄物の処理に関する書類を別に提出する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。

第5条 請負者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

2 請負者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を提出するものとする。

3 請負者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条第 1 項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第 1 項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用〔促進〕実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付するものとする。

4 請負者は、工事の施工に当たっては、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

5 建設汚泥は、適切に処理する。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督員に報告する。

(再生資材の利用)

第 6 条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規 格	備 考
再生切込砕石	RC-40	路盤工・路床置換工
再生砂		砂基礎・フィルター層

なお、現場から 40 km の範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

(特記事項)

第 7 条 請負金額が 500 万円未満の場合、第 5 条の規定は適用しない。

舗装版切断時に発生する濁水の処理にかかる特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、和光市土木工事共通仕様書に定めるもののほか、舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、濁水を生じないなど環境に配慮した工法があり、発注者が認めた場合は、この特記仕様書によらなくてよい。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工事名 17 越戸川第1号雨水幹線整備工事（市道1号線）
工事箇所 和光市新倉5丁目地内

(処理方法)

第3条 請負者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を吸引のうえタンクに貯留し、作業後速やかに、排水を処理施設へ運搬し処分する。

(条件)

第4条 請負者は、濁水を搬入する施設は、産業廃棄物の汚泥及び廃アルカリの許可を受けている施設で、搬入業者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

2 濁水の運搬は、元請負者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、濁水の運搬を特定有害産業物の汚泥及び廃アルカリの運搬許可のある業者に下請することができる。

(提出書類)

第5条 請負者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に関する計画書、請負者と処分業者との契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

2 請負者は、工事完了後速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）のD票及びE票の写しを監督員に提出すること。